

令和4年（ネ）第4956号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） X

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

意見書

2023年3月 日

東京等高等裁判所第24民事部ホ係 御中

一審原告訴訟代理人弁護士 児 玉 晃 一

一審被告の令和5年2月2日付け証拠申出について、一審原告は、同申出は却下されるべきと考えますのでその理由を述べます。

1 時機に後れた攻撃防御方法であること

まず、一審被告は、原審においてM氏の証拠申出を行うことに何の支障もなかったにもかかわらず証拠申出を行いませんでした。そうであるのに、訴訟提起から5年が経過し、原判決も経た現時点になって初めてこれを提出したのですから、一審被告の証拠申出は時機に後れており、かつ、この段階に至って証人尋問を実施すると、訴訟の完結が遅延します（民事訴訟法157条1項、同297条）。

2 必要性がないこと

一審被告は、M氏ほか当時Wさんの対応にあたっていた東日本入国センターの職員らが実際に認識していた事実を立証するために同氏の証人尋問を申請し、その陳述書（乙28及び乙35）を提出しているようで

す。

しかしながら、一審原告の控訴理由書や答弁書においてもすでに主張しているとおり、本件で問題とされるべき過失は、生命・身体の安全や健康を保持するために社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置を取るべき注意義務（原判決20頁19行目以下）であって、職務にあたった公務員が職務行為をした時点で実際に認識していた事実を基礎として判断すべきではありません。したがって、当時Wさんの対応にあっていたM氏らセンター職員の認識を立証する意味はありません。センター職員らの言動についても、動画により客観的に明らかになっており、これを証人尋問で明らかにする必要もありません。原審における主張立証の整理の中でもM氏の供述が必要とされたことはありませんでした。

以上の理由により、一審被告の証拠申出は却下されるべきです。

以上